

桂川下流圏域河川整備計画(原案)に関する意見及び対応方針

番号	頁	行	種別	意見・要望	対応頁	対応方針	備考
第1章 河川整備計画の目標に関する事項							
1			意見	「背水」「余水吐き」「被害ポテンシャル」「P5、P11の近年」など、分かりにくい表現がある。	1	わかりやすい表現とする。若しくは注釈を記載する。	委員会
2	1	9	意見	『鴨川』は桂川流域に位置しているが、別に整備計画が定められていることから、本整備計画には含まれていない。桂川流域に含まれているにもかかわらず、本計画に含めないのであれば、その旨を圏域の概要として記述しておくべきである。	1	当計画から「鴨川を除く」と記載する。	庁内関係部局
3	2	10	意見	「スギ・ヒノキ・サワラ植林」とあるが、この地域でのサワラの植林実績はない。→「スギ・ヒノキ植林」に修正されたい。	2	意見のとおり修正する。	庁内関係部局
4	2	図	意見	図1-3の注釈について、「山崎町→大山崎町」を記載するなら、「S47年向日市、長岡京市の市制施行」も記載すべきである。	3	意見のとおり修正し、2市の市制施行について記載する。	庁内関係部局
5	3	4	意見	「京都盆地における夏の暑さは府内で最もきびしい。」は記載する必要があるのか。例えば「夏の暑さは最もきびしく、都市的な土地利用と相まってヒートアイランド現象も顕著で、夏期には熱雷による局地的豪雨も発生しやすい。」であれば、だから(7ページ1行目)「流出抑制対策」を推進している。という具合に、ここに記載する必要性を整理すべきではないか。	3	「京都盆地における夏の暑さは府内で最もきびしい。」を削除し、定量的な評価のみを記載する。	庁内関係部局
6	3	図	意見	図1-4について、タイトル等を「京都地方気象台」とすると、『地点』としての気象台か、『資料提供者』としての気象台かが不明確です。『地点』を明確にすべきと考えます。	3	意見のとおり修正する。	庁内関係部局
7	3	図	意見	「降水量、平均気温」を縦書きに。○km2の「2」を縮小し記載されたい。	3	意見のとおり修正する。	委員会
8	6	16	意見	「流域における総合的な治水対策が行われている」を「内水対策が行われている」と修正すべきである。	6	意見を踏まえ、修正する。	関係自治体
9	6	図	意見	図1-10では、西羽東師川本川の整備率が100%とされているが、流域の河川分担として、その評価はW=1/2以下とされている。暫定河道(100m3/s)の他、河川分担とされている「羽東師貯留管」については整備されておらず、また下水道分担については、現在整備中であるとともに、流域分担についても必要とされる施設整備状況の検証もなされていない。このような状況から当該整備計画原案の条件に対する西羽東師川本川の整備率は、0%と思われることから、訂正が必要と考える。	6	西羽東師川の全体計画(H9認可)について文中に説明を記載し、図中に整備率の考え方について注釈を追記する。	関係自治体
10	6	図	意見	図1-10「要改修延長」について、考え方を明記願う。	7	(管理延長のうち、改修が不要な延長を除いた区間)であることを追記する。	委員会
11	7		意見	雨水の流出抑制対策についても言及されている。「森林等の保水力の向上」に関して、言及する必要はないのか。	27	第3章 3.2を追記する。	庁内関係部局
12	7	16	意見	「各防災機関は、どこまでの団体を含んでいるのか。」	9	防災機関として、「市町村、消防団・水防団、自主防災組織など」と記載する。	委員会
13	8	図	意見	図1-12において、西羽東師川が欠落しているのではないかと。グラフにも追加が必要ではないかと。	10	西羽東師川、瀬戸川について記載する。	関係自治体
14	9	3	意見	環境基準の類型指定について、平成22年12月28日告示により天神川、有栖川、小畑川(上下流とも)の類型は、いずれもA類型に改訂済(適用は23年4月1日から)です。	10	4月1日適用の改訂内容を記載する。	庁内関係部局
15	9	14		「今後も範囲を拡大し水質改善に努める」とあるが、「今後も対策を進め雨天時の水質改善に努める」と修正する。	10	意見のとおり修正する。	関係自治体
16	10	2 図	意見	環境省のレッドリストの名称が変更されたため、京都府レッドリストも「ナゴヤダルマガエル」に変更原案の修正されたい。	12	意見のとおり修正する。	庁内関係部局
17	12	18	意見	「近年浸水実績がない」という記述を削除願う。(昨年7月13日～15日の大雨により、天神川及び御室川の流域で、水位上昇による護岸崩壊や浸水被害が発生している。)河川の溢水等による浸水被害ではないが、これらの河川に流入する側溝や支川が溢水しており、削除したほうがよい。「両河川とも治水安全度は低いと、今後の浸水発生状況などに配慮して検討を行う」とすべきである。	14	「浸水被害の発生や洪水による地域への影響などを踏まえて、改修について実施時期を検討する」と修正する。	関係自治体
18	12	15	意見	西羽東師川においては、河川分担の「羽東師貯留管」整備計画を当整備計画原案に盛り込むとともに、下水道分担と流域分担の整備促進を記述すべきと考える。また、本市の公共下水道雨水整備事業において、流域下水道 呑龍トンネルに分流する下水道管渠は、いろは呑龍と西羽東師川貯留管を併せた流量で管渠の規模を決定し、現在もこの規模で施設整備を行っており、すでに整備費用を市は負担していることから、当該貯留管を計画原案の対象とされる今後30年間、未着手とされることは見過ごせないと考える。	14	「治水事業の経緯」「現状と課題」で、西羽東師川の総合的な治水対策の取り組み等を記載し、その上で、桂川改修、下水道事業や流域対策の進捗状況を踏まえ、その影響を検証しながら、既往の総合的な治水対策における河川分担の方策の見直しを行った上で、実施時期について検討する。	関係自治体
19	12	表	意見	表1-3において、「新川」及び「西羽東師川支川」が1/10、「善峰川」が1/30としているが、これらの河川の計画の規模は「C級(1/50)」とすべきではないのか。	14	技術基準に準拠しつつ、既計画、本支川バランス等を考慮し、河川毎に決定している。	庁内関係部局
20	13	16	要望	検討に当たっては、既設の農業水利施設の機能に支障が生じないよう配慮されたい。	14	流域内の開発や想定氾濫区域内の資産密度、河川の流下能力、近年の出水における被害発生状況、既存事業の継続性や他事業との連携等を総合的に勘案し、決定しているため、現状どおりとする。	庁内関係部局
21	13	17	要望	河川工事の際に環境への影響を抑えることは重要だと考える。記載のあるとおり、濁水・土砂等の流下防止に努めていただきたい。	14	実施時には、環境への影響を最小限に留めるよう配慮する。	庁内関係部局

桂川下流圏域河川整備計画(原案)に関する意見及び対応方針

番号	頁	行	種別	意見・要望	対応頁	対応方針	備考
第2章 河川の整備の実施に関する事項							
22	14		要望	河川工事の実施にあたっては、既存の農業水利に影響が生じないよう配慮されたい。	19～	実施時には、農業水利施設の機能に支障がないよう配慮する。	庁内関係部局
23	14		意見	景観への配慮については、今年度作成している公共事業景観形成指針と整合させるよう調整されたい	15	整備にあたっては、指針と整合を図る。また、文中に記載する。	庁内関係部局
25	22		要望	西高瀬川環境整備事業について、事業実施にあたり、本市所管施設に影響が生じる場合は、当該施設管理者と十分な事前協議をお願いする	24	整備にあたっては、事前に協議を行う。	関係自治体
26	22		要望	西高瀬川環境整備事業について、公共事業景観形成指針との調整及び施工内容に考慮し、景観に関して配慮した整備計画とする場合は、その旨記載されたい。	15	「河川環境の整備と保全に関する目標」において、景観形成に関する指針等に準拠し、整備を行うことを追記する。	庁内関係部局
27	24	34	意見	「縦断的な連続性の解放」など、簡単な言い回しの方が良い。	27	「縦断的な連続性の確保」と記載する。	委員会
28	25		意見	環境整備については明記されているが、河川整備に伴う景観形成についても、明記してもらいたい (p13には明記されている)	15	意見のとおり修正する。	庁内関係部局
第3章 その他河川の整備を総合的に行うための必要な事項							
29	26	3	意見	『本圏域』や『河川』にとらわれない一般的な記述にされたい。 (案)近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備だけでなく、河川防災カメラの設置による… (以下ソフト対策に関する施策)	28	圏域に限定されない記載とする。	庁内関係部局
30	26	図	意見	図3-1のタイトルについて、「避難に資する情報の提供」→「出水時における情報の提供」に修正されたい。河川等の防災情報の提供は、広く『防災』に関する情報として提供しているもので、『避難』という行動を支援することに限定したものでないため。	28	意見のとおり修正する。	庁内関係部局
31	26	図	意見	図3-1について、「インターネット画面」となっているが、『イントラネット』の画面が使用されている。	28	意見のとおり修正する。	庁内関係部局
13			意見	案内看板など、整備計画の内容を示すことができれば、住民の関心を高めることが可能だと思う。	29	整備にあたっては、地域との連携・協働に努めることを追記する。	委員会